

有機則等の一部を改正する省令案の概要について



厚生労働省は、有機溶剤や鉛等の有害物質を取り扱う作業場において、局所排気装置やプッシュプル型換気装置以外の発散抑制方法の導入を認める考えをまとめ、有機溶剤中毒予防規則（以下、有機則）等の一部を改正する省令案についてパブリックコメント（意見募集）を行いました。寄せられた意見を踏まえた上で、有機則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則を改正する省令を4月上旬に公布、7月上旬に施行予定となっています。

有機溶剤等の有害物質を取り扱う作業場では、発散抑制のための局所排気装置等の設置や、装置性能、稼働要件などが厳しく定められています。しかし、作業場によっては局所排気装置等の設置が難しいケースがみられること、他の発散抑制技術も開発や実用化がされていることなどから、緩和をもとめる声が高まり、同省では労働政策審議会にて検討を行っていました。

局所排気装置やプッシュプル型換気装置以外の発散抑制方法を認める特例は、作業環境測定の結果が第1管理区分となること、所轄労働基準監督署長の許可を受けること等を条件としています。

また、作業環境測定を行った表記の記録やその評価に基づく措置の内容について、作業場に掲示する等により労働者周知することも改正内容に盛り込まれるとのことです。

パブリックコメントの募集は、2012年3月11日までとなります。

当社では、経験豊かな作業環境測定士により、作業環境測定を行うだけでなく、測定結果に対するコメント・提案により、好評価をいただいております。詳細についてご質問等ありましたら、ぜひお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年2月11日付 厚生労働省パブリックコメント

2012年2月22日付 化学工業日報

衛生技術箇所 山田悠貴

放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに8月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。